

備前市空き家改修促進補助金の手引き

備前市空き家改修促進補助金について

本事業は、空き家等の有効活用による市内への移住及び定住の促進に資するため、賃貸を目的とした空き家等のリフォームを行うことに補助をするものです。

1. 補助対象者

- ・市内に所在する空き家等の所有者等又は県内に本店等所在する賃貸代行業者であること。
- ・リフォーム後において入居した者に1年以上の賃貸等を行うこと。
- ・所有者等又は賃貸代行業者(法人にあっては役員)の3親等以内の親族が空き家等を使用しないこと。
- ・賃貸代行業者については、所有者等の同意を得ていること。
- ・市税等の滞納がないこと。
- ・暴力団関係者でないこと。

2. 補助対象住宅

- ・市内に所在し、過去に居住されたことがある住宅。
- ・店舗等併用住宅にあっては、住宅部分と共用部分のみ対象で、非住宅部分は対象外。

3. 補助対象経費

- ・リフォーム工事費が30万円以上(消費税及び地方消費税を含む。)であること。

4. 補助金額

- ・補助金額は、対象経費の3分の1に相当(1,000円未満切り捨て)で、上限30万円です。

5. 実施期間

申請の受付期間は、令和5年4月1日～令和6年1月31日までとします。

※なお、補助金の交付決定には一定の期間を要しますので予めご了承ください。

※予算がなくなり次第、受付を終了します。

※事業終了後、速やかに実績報告書を提出してください。(3月31日までに提出)

6. 補助金の支給

請求書提出後、概ね1カ月以内に指定の口座に振り込みます。

7. 注意事項

- ・必ず工事の7日前までに申請してください。
- ※着工後の申請は認められません。

備前市空き家改修促進補助金の手引き

申請から支給までの流れ

1. 交付申請

工事を始める7日前までに下記の書類を提出してください。

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②リフォーム工事見積書
- ③住宅概要書（添付様式1）
- ④工事施工箇所現況写真
- ⑤リフォームする建物の登記事項証明書又は固定資産証明書の写し
- ⑥備前市の他の補助制度の交付決定通知書等
（他の補助制度を利用される場合）

2. 交付決定

申請内容を審査し、補助金の交付を決定します。

補助金交付決定通知書・・・市から申請者あてに通知

リフォーム工事開始

※必ず交付決定後にリフォームに着手してください。

3. 実績報告

リフォーム後、下記の書類を速やかに提出してください。

- ①実績報告書（様式第5号）
- ②リフォーム工事の請求明細書の写し（積算が確認できるもの）
- ③工事代金を支払った領収書の写し
- ④対象工事完了写真（リフォーム前の写真と見比べられるもの）

4. 確定通知

実績報告を審査し、補助金の額を確定します。

補助金確定通知書・・・市から申請者あてに通知

5. 請 求

確定した補助金額の請求書を提出してください。

補助金請求書（様式第7号）

6. 補助金交付

請求後1か月以内に、指定された口座に補助金を振り込みます。

申込・問合せ先

〒705-8602 備前市東片上126番地

備前市 産業部 土地住宅政策課 移住定住推進係

TEL：0869-64-2225 MAIL：bzijuu@city.bizen.lg.jp